

条 例

埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十一号

埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例

埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第三号中「第二条第九項」を「第二条第八項」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。